

# マイナンバーカード出張申請受付実施要領

和光市では、マイナンバーカード取得促進のため、市職員が市内の企業や地域団体等に出張して、顔写真の撮影から申請までの手続きを受け付けます。

申請時に書類がそろっていれば、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で自宅に送付するため、市役所へ出向くことなくカードを受け取ることができます。

## 1 対象団体

- (1) 和光市内に事業所を置く企業や市内の地域団体等
- (2) 和光市内にある国の施設

## 2 実施日時

火曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:30～16:30

## 3 申し込みにあたっての条件（すべての条件を満たすこと）

- (1) 対象団体から実施希望日の約1カ月前までに申し込み（様式1）があること。
- (2) 申請希望者が10名以上であること。
- (3) 申込団体が以下の点について対応可能であること。
  - ① 申込団体において、会場、机、椅子等の備品及び本市が準備するプリンタの電源が準備ができること。
  - ② 申請希望者の氏名等を記載した申請者名簿（様式2）を実施日の7日前までに提出できること。（個人ごとの提出も可能です。）
  - ③ 申請者から交付申請書の事前印刷、暗証番号を職員が代行入力することについて承諾を得ること。
  - ④ 申込団体内で周知、広報を行い、次の内容を参加者に知らせることができること。

ア 実施日時、会場

イ 申請受付時に持参する必要がある書類

ウ 「4 出張申請受付でカードの交付申請ができる方」に掲げる条件

## 4 出張申請受付でマイナンバーカードの交付申請ができる方（すべての条件を満たすこと）

- (1) 和光市に住民登録していること。
- (2) 申請から2カ月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。
- (3) 申請者本人（15歳未満の方及び成年被後見人は法定代理人とともに）が会場に来ることができること。
- (4) マイナンバーカードを受領するため、「本人限定受取郵便」の受け取りができること。
  - ① 郵便局の転送サービスを利用していないこと。
  - ② 本人確認書類の氏名、住所の記載が最新であること。
- (5) 市職員が暗証番号を代行入力することについて承諾いただけること。
- (6) 【外国人住民の方】在留期間満了日が迫っていないこと。（残り2カ月程度）  
（入国管理局で在留期間を更新してから、マイナンバーカードを申請してください。）
- (7) 「5 申請時に持参する書類」について提出ができること。

## 5 申請時に持参する書類

- (1) 「マイナンバーカード・電子証明書暗証番号設定依頼書兼マイナンバーカード送付先情報登録申請書」
- (2) 通知カード（原本を回収します）※紛失された方は、紛失届を提出（当日記入可）。
- (3) 本人確認書類の原本 ※詳細は「6 本人確認書類の種類」をご参照ください。

裏面あり

- (4) 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ。原本を回収します。）
- (5) 法定代理人であることを確認できる書類及び法定代理人の本人確認書類の原本
- ※15歳未満の方及び成年被後見人の申請時のみ

## 6 本人確認書類の種類（有効期限内であり、氏名・住所が変更済のものに限る）

### (1) 種類

A (下記から1点) ※「顔写真付き」		B (下記から2点) ※「氏名・生年月日」又は「氏名・住所記載」	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基カード（写真付き）</li> <li>・マイナンバーカード</li> <li>・運転免許証</li> <li>・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）</li> <li>・旅券（パスポート）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・在留カード（写真付き）</li> <li>・特別永住者証明書</li> <li>・一時庇護許可書</li> <li>・仮滞在許可書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証</li> <li>・医療受給者証</li> <li>・生活保護受給証</li> <li>・学校名が記載された各種書類（学生証など）</li> <li>・社員証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳</li> <li>・介護保険証</li> <li>・在留カード（写真なし）</li> <li>・年金手帳</li> <li>・年金証書</li> <li>・児童扶養手当証書</li> <li>・障害福祉サービス受給者証</li> </ul>
<b>C</b> （ <b>B</b> から1点+下記から1点）下記については発行から3ヶ月以内のもの。 （交付申請者または交付申請者と同一世帯の方の氏名・住所の記載があるもの。）			
○国税又は地方税の領収書又は納税証明書 ○公共料金の領収書（電気、ガス、水道等） ○社会保険料の領収書（健康保険の保険料、介護保険の保険料、国民年金の保険料等）			

### (2) 組み合わせ

- ・ 通知カードお持ちの方：【Aから1点】または【Bから2点】または【B・Cから1点ずつ】
- ・ 通知カードお持ちでない方：【Aから2点】または【A・Bから1点ずつ】

## 7 申込方法

- (1) 実施希望日の約1カ月前までに和光市ホームページに掲載している「和光市マイナンバーカード出張申請受付申込書（様式1）」に必要事項を記入し、和光市役所戸籍住民課に提出してください。  
（電子メール、FAX、郵送、持参可）
- (2) 戸籍住民課から申込団体に実施の可否、日程調整、必要事項等の確認のため、ご連絡します。  
また、事前に打ち合わせを行いますので、ご対応をお願いします。

## 8 その他

- (1) 申し込み順に対応しますので、申し込み多数の場合は日程調整をさせていただきます。
- (2) マイナンバーカードは申請から交付まで、1カ月程度を見込んでいますが、申請件数の大幅増や社会情勢の変化等により、更に時間のかかる場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ先：和光市役所 戸籍住民課  
048-464-1111（内線：2114、2116）